

山口県報

平成25年
9月13日
(金曜日)

目次

○告示

管理美容師資格認定講習会の指定(生活衛生課)……………一

管理美容師資格認定講習会の指定(生活衛生課)……………一

保安林の指定(森林整備課)……………一

○公告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(県民生活課)……………二

基本測量の実施(監理課)……………二

○公安委告示

警備員指導教育責任者講習の実施……………三



山口県告示第三百六十六号

理容師法(昭和二十二年法律第二百三十四号)第十一条の四第二項の規定により、次の講習会を管理美容師資格認定講習会として指定した。

平成二十五年九月十三日

山口県知事 山本 繁太郎

一 講習会の主催者

名称 公益財団法人理容師美容師試験研修センター

所在地 東京都江東区有明三丁目七番二六号

二 講習会の開催期間

平成二十六年二月十七日(月曜日)から同年三月三日(月曜日)まで

三 講習会の開催場所

山口市吉敷下東三丁目一番一号 山口県総合保健会館

四 講習会の受講料

一万八千円

山口県告示第三百六十七号

美容師法(昭和三十三年法律第六十三号)第十二条の三第二項の規定により、次の講習会を管理美容師資格認定講習会として指定した。

平成二十五年九月十三日

山口県知事 山本 繁太郎

一 講習会の主催者

名称 公益財団法人理容師美容師試験研修センター

所在地 東京都江東区有明三丁目七番二六号

二 講習会の開催期間

平成二十六年二月十七日(月曜日)から同年三月三日(月曜日)まで

三 講習会の開催場所

山口市吉敷下東三丁目一番一号 山口県総合保健会館

四 講習会の受講料

一万八千円

山口県告示第三百六十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する。

平成二十五年九月十三日

山口県知事 山本 繁太郎

一 保安林の所在場所

下関市大字吉田地方字寄ヶ谷一六七、一六八の一、一六九、一七五、一七九、一八〇、一八一、一八三、大字吉田字吉毛七二〇の一〇から七二〇の二二まで、七三七の一、七三七の二、七四〇の一、字式反田七二二(次の図に示す部分に限る。)、字一ノ馬場七六三の二

長門市油谷河原字川久保八六一の三、字山根八六八、八六九の一、八六九の二、八七〇の一、八七一の一、字荒神八七三の二、八七三の三、俵山字無田二二二九、字金敷二二三〇、二二三二から二二三四まで、字西山二二六四の七、二二六四の一八、字牛地四三〇六から四三二〇まで、四三二七(次の図に示す部分に限る。)

- 二 指定の目的
土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
下関市大字吉田地方字寄ヶ浴一六七・一六八の一・一八二・一八三・大字吉田字吉毛七二〇の一〇から七二〇の二二まで・七三七の一・七四〇の一(以上九筆について次の図に示す部分に限る。)、字式反田七二二
- 長門市油谷河原字山根八六九の一・八六九の二・俵山字金敷二二三二から二三四まで・字牛地四三〇八から四三二〇まで(以上八筆について次の図に示す部分に限る。)、四三二七

- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)



(三三三) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。
変更後の定款は、平成二十五年十月二十三日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県岩国県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十五年九月十三日

山口県知事 山本 繁太郎

一 申請のあつた年月日

平成二十五年八月二十三日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称 特定非営利活動法人NPO未来やまぐち

代表者の氏名 磯野 恭子

主たる事務所の所在地 岩国市山手町三丁目二七番二一号

(三三四) 基本測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第一項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知がありました。

平成二十五年九月十三日

山口県知事 山本 繁太郎

一 作業の種類

基本測量(電子基準点現地調査)

二 作業の地域

岩国市、柳井市、周南市、大島郡周防大島町、玖珂郡和木町、熊毛郡上関町

三 作業の期間

平成二十五年九月十三日から同年十一月十二日まで

一 作業の種類

基本測量(精密測地網高度地域基準点測量)

二 作業の地域

山口市、岩国市、周南市、熊毛郡田布施町

三 作業の期間

平成二十五年十月一日から同年十二月十八日まで



山口県公安委員会告示第四十二号

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号。以下「法」という。）第二十二條第二項第一号の警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

平成二十五年九月十三日

山口県公安委員会

一 講習の日時及び場所、講習を行う警備業務の区分並びに受講者の定員

(一) 日時

ア 新規取得講習（法第二十二條第二項の警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和五十八年國家公安委員会規則第二号。以下「講習規則」という。）第七條第一項の警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「警備員指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習をいう。以下同じ。）

平成二十五年十月二十八日（月曜日）から同月三十一日（木曜日）までの午前九時から午後五時三十分まで及び同年十一月一日（金曜日）の午前九時から午後五時三十分まで

イ 追加取得講習（講習規則第六條第一項に規定する指導教育責任者講習をいう。以下同じ。）

平成二十五年十月三十一日（木曜日）の午前九時から午後五時三十分まで及び同年十一月一日（金曜日）の午前九時から午後四時十五分まで

(二) 場所 山口市湯田温泉五丁目一番一号 カリエンテ山口（山口県婦人教育文化会館）

(三) 講習を行う警備業務の区分 法第二條第一項第三号に規定する業務（以下「第三号警備業務」という。）

(四) 受講者の定員 二十人

(一) 講習対象者

新規取得講習 次のいずれかに該当する者であること。

ア 最近五年間に第三号警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者
イ 警備員等の検定等に関する規則（平成十七年國家公安委員会規則第二十号。以

下「検定規則」という。）第四条に規定する一級の検定（第三号警備業務に係るものに限る。）に係る法第二十三條第四項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ 検定規則第四条に規定する二級の検定（第三号警備業務に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して一年以上第三号警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和六十一年國家公安委員会規則第五号。以下「旧検定規則」という。）第一条第二項に規定する一級の検定（第三号警備業務に係るものに限る。）に合格した者
オ 旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定（第三号警備業務に係るものに限る。）に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して一年以上第三号警備業務に従事しているもの

(二) 追加取得講習

第三号警備業務以外の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であつて、かつ、(一)のアからオまでのいずれかに該当する者
受講申込書の受付期間
平成二十五年九月三十日（月曜日）から同年十月四日（金曜日）まで

ただし、受付期間内であつても、申込者の人数が受講者の定員の数に達したときは、受付を締め切るものとする。

四 受講申込書の提出先

山口県内の最寄りの警察署

五 受講申込書の提出方法

受講申込書は、持参して提出するものとし、郵便によるものは、受け付けない。

六 提出書類

(一) 警備員指導教育責任者講習受講申込書（講習規則別記様式第一号によること。）
(二) 二の(一)のアに該当する者にあつては履歴書及び警備業者等が発行する第三号警備業務の従事期間に関する証明書（以下「第三号警備業務従事証明書」という。）

、二の(一)のイに該当する者にあつては一級の検定に係る合格証明書の写し、二の(一)のウに該当する者にあつては二級の検定に係る合格証明書の写し及び第三号警備業務従事証明書、二の(一)のエに該当する者にあつては一級の検定に係る旧検定規則第八条の合格証の写し、二の(一)のオに該当する者にあつては二級の検定に係る旧検定規則第八条の合格証の写し及び第三号警備業務従事証明書

(三) 写真（縦三センチメートル、横三センチメートルとし、申込前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上半身像及び無背景のものとする。）

(四) 警備員指導教育責任者資格者証等の写し(新規取得講習を受講しようとする者を除く。)

七 受講手数料
新規取得講習を受講しようとする者には三万八千円、追加取得講習を受講しようとする者には一万四千元に相当する山口県収入証紙を受講申込書の下部余白欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

八 講習の実施の委託
講習は、山口市宮島町五番一三号 一般社団法人山口県警備業協会に委託して実施する。

九 その他

この講習についての問合せは、最寄りの警察署又は山口市滝町一番一号 山口県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話〇八三一九三三〇一〇)にすること。郵便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は八十円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上すること。

一 講習の日時及び場所、講習を行う警備業務の区分並びに受講者の定員

(一) 日時

ア 新規取得講習

平成二十五年十月二十八日(月曜日)から同月三十一日(木曜日)までの午前九時から午後五時三十分まで及び同年十一月一日(金曜日)の午前九時から午後零時四十分まで

イ 追加取得講習

平成二十五年十月三十一日(木曜日)の午前九時から午後五時三十分まで及び同年十一月一日(金曜日)の午前九時から午前十一時三十分まで

(二) 場所

山口市湯田温泉五丁目一番一号 カリエンテ山口(山口県婦人教育文化会館)

(三) 講習を行う警備業務の区分

法第二条第一項第四号に規定する業務(以下「第四号警備業務」という。)

(四) 受講者の定員 二十人

二 講習対象者

(一) 新規取得講習

最近五年間に第四号警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者
(二) 追加取得講習

平成二十五年九月十三日印刷
平成二十五年九月十三日発行

発行所 山口県庁
山口県知事

第四号警備業務以外の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であつて、かつ、最近五年間に第四号警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者

三 受講申込書の受付期間

平成二十五年九月三十日(月曜日)から同年十月四日(金曜日)まで
ただし、受付期間内であつても、申込者の人数が受講者の定員の数に達したときは、受付を締め切るものとする。

四 受講申込書の提出先

山口県内の最寄りの警察署

五 受講申込書の提出方法

受講申込書は、持参して提出するものとし、郵便によるものは、受け付けない。

六 提出書類

- (一) 警備員指導教育責任者講習受講申込書(講習規則別記様式第一号によること。)
- (二) 履歴書及び警備業者等が発行する第四号警備業務の従事期間に関する証明書
- (三) 写真(縦三センチメートル、横三センチメートルとし、申込前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上半身像及び無背景のものとする。)
- (四) 警備員指導教育責任者資格者証等の写し(新規取得講習を受講しようとする者を除く。)

七 受講手数料

新規取得講習を受講しようとする者には三万四千元、追加取得講習を受講しようとする者には一万円に相当する山口県収入証紙を受講申込書の下部余白欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

八 講習の実施の委託

講習は、山口市宮島町五番一三号 一般社団法人山口県警備業協会に委託して実施する。

九 その他

この講習についての問合せは、最寄りの警察署又は山口市滝町一番一号 山口県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話〇八三一九三三〇一〇)にすること。郵便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は八十円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上すること。